每週月.水.金曜日発行

# 令和6年3月15日

第5206号

目 次 公安委員会規則 ○富山県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則 1 ○救急病院に該当しなくなった病院 2 ○都市計画の変更 ○道路の区域変更 3 ○道路の供用開始 公告 ○基本測量の実施 4 ○公共測量の終了

> **VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV** 則

富山県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月15日

富山県公安委員会委員長 金井 豊

## 富山県公安委員会規則第2号

富山県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則 富山県公安委員会審査請求手続規則(平成28年富山県公安委員会規則第6号)の 一部を次のように改正する。

第20条第3項中「証書」を「調書」に改める。

第23条第3項を削る。

第28条を削り、第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

別記様式第1号中「富山県公安委員会」を削る。

別記様式第2号中「富山県公安委員会 印」及び「印」を削る。

別記様式第3号中「富山県公安委員会 印」及び「につき」を削る。

別記様式第4号を削る。

#### 附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、富山県公安委員会に対してなされた審査請求については、 なお従前の例による。

# 

#### 富山県告示第106号

救急病院に該当しなくなった病院について

次の病院は、救急病院に該当しなくなったので、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第2項の規定により告示する。

令和6年3月15日

富山県知事	新	田	八	朗

名称	所在地	開設者	
八尾総合病院	富山市八尾町福島七丁目42番地	医療法人社団藤聖会	

#### 富山県告示第107号

都市計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 黒部都市計画道路

(名称) 3・4・4号 前沢荻生線

2 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県十木部都市計画課

黒部市都市創造部街路公園課

### 富山県告示第108号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法(昭和27年法律第 180号) 第18条 第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月15日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

富山県知事 新 田八 朗

道路の種類 及び路線名	区	間	変 更前後別	記号	敷地のメー	幅員トル	延 長メートル	縦覧場所
県道	射水市三ケ字番2から	芒茶ノ木 256	変更前		最大最小	11. 2 8. 2	72.4	高岡土木
堀岡小杉線	射水市三ケ字番4まで	卒茶ノ木 451	変更後		最大最小	12. 4 11. 2	72.4	センター

#### 富山県告示第109号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第 180号) 第18条 第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月15日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
県道	射水市三ケ字茶ノ木 256番2から	令和6年3月15日	高岡土木
堀岡小杉線	射水市三ケ字茶ノ木 451番4まで		センター

**公** 告

**VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV** 

### 基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年3月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基本測量(航空レーザ測量による高精度標高データ整備)

当該区域の航空レーザ計測及び調整点の計測を実施し、三次元計測データから標高データを作成する。

2 作業期間

令和6年3月1日から令和7年3月31日まで

3 作業地域

高岡市、氷見市、小矢部市

#### 公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、富山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同

条第3項の規定により公示する。

令和6年3月15日

富山県知事新 田八 朗

1 作業種類

公共測量 (空中写真測量)

2 作業期間

令和5年7月1日から令和6年2月9日まで

3 作業地域

富山市

6

令和6年3月15日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番